

4-6 下水道使用料

下水を処理する施設は年中無休のフル回転。この施設に十分な機能を発揮させるために、維持管理の費用がかかります。この維持管理費や建設費の一部は、公共下水道を使用している方に納めていただく下水道使用料により充てられています。

下水道を使っている方は使用料を

家庭や事業所等の水洗トイレ、台所、浴室などで使用した汚水を公共下水道に流している場合は流した汚水量に応じて下水道使用料を納めていただくことになっています。下水道使用料は、原則として2ヵ月ごとに水道料金と同時に納めていただきます。

すでに下水道を使用しているのに「上・下水道使用料納入通知書または、口座振替領収書」の中の下水道使用料が空欄になっている方は、経営管理部財務課までご連絡ください。

下水道使用料(1ヵ月につき)

令和8年10月改定

※右記金額を基礎として算定した額に消費税(10%)相当額を加えたものが使用料となります。	汚水量	単位	金額
	10㎡まで	—	750円
	11㎡～ 20㎡まで	1㎡につき	87円
	21㎡～ 30㎡まで		114円
	31㎡～ 100㎡まで		146円
	101㎡～ 200㎡まで		177円
	201㎡～1,000㎡まで		203円
	1,001～5,000㎡まで		232円
	5,001㎡以上		265円

〔ご注意〕無届で公共下水道を使用している場合は、使用開始した日までさかのぼり使用料をいただくことになります。

おねがい

- ・井戸水から水道水に切り替えたとき
 - ・地下水くみ上げポンプの増設・交換をしたとき
 - ・転出入または水洗トイレなどの新設・増設をしたとき
- 経営管理部 財務課へ届け出を! ☎818-3412



私道の公共下水道、排水設備設置に関する制度

市が整備する公共下水道は、公道区域を対象としていますが、私道に対しても、一定の条件を満たす場合に限り、公共下水道を整備することができ、あるいは、排水設備の設置に対して、資金の補助及び受託施工することができます。

制度名	公共下水道枝線管きょ設置基準要綱 (私道に公共下水道を整備する場合)	私道排水設備工事補助制度 (私道に私設の排水設備を整備する場合)
道路条件	建築基準法に基づく指定道路など	通路(私道として非課税、減額補正されているもの)
幅員	2.7m以上	2.7m以上
設置要件	土地所有者の使用承諾	土地所有者の使用承諾
利用戸数	2戸以上	2戸以上(市街化調整区域は4戸以上)
存続年数	—	10年以上
工事施工	札幌市	札幌市(受託施工)
維持管理	札幌市(公共下水道施設)	使用者(私有排水設備)
補助金額	全額市費	工事費の4/5

●問い合わせ先 事業推進部 排水指導課窓口調整担当係(☎818-3462)